

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同法同条第9項の規定により公表する。

御所市監査委員 和田 正吾

御所市監査委員 中北 秀太良

平成23年度財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象、執行年月日、指摘事項状況

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
御所市土地開発公社	平成24年10月23日	平成24年11月20日

2. 対象団体の概要

御所市土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、御所市の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することを目的として昭和49年2月に設立され、法人成立の登記も昭和49年3月15日に行われ、この公社の基本財産である5,000,000円は御所市が出資している。

平成23年度の組織は、理事長をはじめ10名の役員及び3名の事務局職員（兼務2名、専従1名）で構成されており、主に公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を対象としている。

3. 監査の方法

平成23年度の会計や財務の執行状況（平成23年4月分から平成24年3月分まで）等について、予備監査や監査当日に関係する書類・資料を**試査照合**、及び関係職員からの事情聴取による方法で、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、等について実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 中北 秀太良

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、単純な誤謬に起因するもの等軽易なもの、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があると認められるものなど見受けられたが、監査当日に指摘を行ったものの内、公表は行わないが注意として改善を書類で求めることとした。